【超短期】投資家還元・極+ファンド ID1211

契約締結前交付書面
（重要事項説明書）

【申込期間】2026 年 11 月 25 日～2026 年 11 月 29 日

営業者：SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1 号合同会社

東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 グローヴ 4 階

取扱者：SAMURAI 証券株式会社

東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 グローヴ 4 階
金融商品取引業者
（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業）
登録番号：関東財務局長（金商）第 36 号

この「契約締結前交付書面（重要事項説明書）」（以下「本書面」といいます。）は、お客様と SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1 号合同会社（以下「本営業者」といいます。）との間で新たに匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結していただくうえでのリスクや留意点が記載されており、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、ご契約前に必ずお渡しする書面です。本書面には、金融商品のお取引を行っていただく上で、重要となるリスクや留意点が記載されておりますので、あらかじめ本書面を十分にお読みいただき、内容を十分理解されますようお願い申し上げます。
本匿名組合契約は、本営業者がお客様による出資金を SAMURAI ASSET FINANCE 合同会社（第二種金融商品取引業協会が定める「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」第 2 条第 4 項かっこ書きに該当する者です。以下「本運営者」といいます。）に貸し付け（以下「本事業」といいます。）、本事業から生ずる利益をお客様に分配すること等を内容としています。投資にあたっては、以下に記載した内容をご理解いただいた上でご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして適切であると判断された場合にのみ、お客様ご自身の責任において投資を行ってください。ご不明な点がございましたら、お取引開始前に、SAMURAI 証券株式会社（以下「当社」といいます。）までお問い合わせください。

第１　手数料等出資者が負担する費用について

本匿名組合契約においては、以下の費用を出資者であるお客様（以下「出資者」もしくは「お客様」といいます。）に直接又は間接にご負担いただきます。

1.デポジット口座に係る入出金手数料

本匿名組合契約に基づく出資（以下「本匿名組合出資」といいます。）に当たっては、出資者は当社が定める取引約款規程に従い、当社にデポジット口座を開設し、当該デポジット口座に出資金を預託する必要があります。
出資者の口座から当該デポジット口座への振込手数料は出資者のご負担となります。
また、当該デポジット口座から出資者の口座への払戻しに係る手数料は出資者のご負担となります。
デポジット口座に係る入出金手数料は、金融機関により相違・変動するものであるため、事前に料率等を示すことができません。
なお、デポジット口座から本営業者の口座への振込手数料は当社において負担し、また、本営業者の口座からデポジット口座への払戻しに係る手数料は本営業者固有の財産において負担いたします。出資者の負担はありません。

2.申込手数料

本匿名組合出資に際しては、出資者から申込手数料は徴収いたしません。
但し、本営業者は、募集又は私募取扱手数料として、出資総額に対して 0.01％に相当する金銭（消費税及び地方消費税込み）を募集終了後に、本営業者の固有財産から、費用として当社に支払います。当該手数料は出資対象事業における費用として計上されますので、出資者は、間接的に当該手数料を負担することとなります。

3.営業者報酬

本営業者と本運営者との間で締結する金銭消費貸借契約（以下「本金銭消費貸借契約」といいます。）に基づき本営業者が本運営者より支払いを受ける利息のうち、前配賦期日における出資金残高（初回利払い時は本事業開始日における出資金残高）に対して0.51％に相当する金銭（消費税及び地方消費税込み）を各計算期間分の営業者報酬として徴収いたします。当該報酬は出資対象事業における費用として計上されますので、出資者は、間接的に当該報酬を負担することとなります。
また、各計算期間における出資者への分配において端数調整された金銭及び出資金の元本の一部又は全部の償還において端数調整された金銭があるときは、当該端数調整された金銭の合計額を本営業者が営業者報酬として徴収いたします。

4.本事業に関するその他の費用

本事業に関するその他の費用として次に掲げる費用を、本匿名組合の運用財産よりご負担いただきます。なお、当該費用については、実額負担となるため、金額を表示できません。

・弁護士、公認会計士、税理士又は司法書士等に対する費用、公租公課、その他本事業の遂行のために必要な一切の費用

第２　リスクについて

1.概説

本匿名組合契約に基づく出資者の匿名組合員たる地位並びに本匿名組合契約に基づく権利及び義務（以下「本件出資持分」といいます。）は、一定の利益の分配及び出資金の返還が保証されているものではなく、本匿名組合契約に基づく出資金の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在します。

以下には、本件出資持分に関してお客様の損失のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、本件出資持分に関する全てのリスクを網羅したものではなく、お客様におかれましては、自らの責任において、必要に応じ弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談する等して、本書面に記載された事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行ってください。

なお、本匿名組合への出資金は、預金保険法上の預金保険の対象とはなりません。

2.本匿名組合出資に関するリスク

①元本毀損及び損失リスク

本匿名組合出資は、元本の返還が保証されているものではありません。お客様の出資金額の一部又は全てに損失が生じる可能性が存在しているほか、お客様の損失についても補填されません。

②本事業が実行されないリスク

本事業の開始前に本営業者又は本運営者が本事業の全部又は一部を実行しないと判断した場合、お客様の出資金は運用されることなく返金される場合があります。また、募集期間内に目標募集額に達しない場合、募集は中止となり返金される場合があります

③本匿名組合契約が期限前に終了するリスク

本匿名組合契約は、「（８）本匿名組合契約の終了事由」が生じることで終了することがあります。

この場合には、出資者への利益の配当及び出資金の返還を行うことになりますが、終了事由が生じた原因によっては、実際の分配額は、当初想定していた金額を下回り、そのため、当初想定していた利回りを下回る可能性があります。

④本営業者による期限延長リスク

ファンド運用開始後に当初予定の契約終了期限が本営業者の本事業上の判断により延期される場合があります。

契約終了期限が延期される場合には、お客様が分配を受けられる時期が遅延することとなり、また、延期の理由によっては、実際の分配額が、当初想定していた金額を下回り、そのため、当初想定していた利回りを下回る可能性があります。

⑤流動性に関するリスク

本件出資持分については、取引所その他の流通市場が存在しないため、譲渡、担保差入れその他の処分（以下「譲渡等」といいます。）は相対取引によらなければならず、またその譲渡等を希望する場合には、お客様が本件出資持分の譲受けを希望する者を見つけたうえで、本営業者の承認する条件に従う必要があります。そのため、通常の金融商品と比べて流動性が乏しく、譲渡・処分が制約される又は不可能となる可能性があります。

3.信用リスク

①本営業者の信用リスク

本営業者は、その業務又は財産の状況の変化により、本匿名組合契約に基づくお客様に対する債務を履行することができなくなる結果、本件出資持分の一部又は全部に損失が生じる可能性があります。

②当社の信用リスク

募集又は私募取扱業務受託者である当社は出資対象事業持分の募集又は私募の取扱いを営業者より受託しております。出資及び配当・償還に係る出資者と営業者との金銭の授受は、当社の運営する取引サービスを経由して行われます。従って、当社につき破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続等の開始決定がなされた場合等には、当社の送金事務が不能又は停滞することにより、お客様に損失が生じる可能性があります。

③本運営者の信用リスク

本運営者に債務超過若しくは支払い不能といった事態が発生した場合、倒産手続等が開始した場合、財産についての差押等がなされた場合などにおいても、お客様が出資した元本が欠損するなどの損失が発生するおそれがあります。

④本金銭消費貸借契約における貸付形態に起因するリスク

本金銭消費貸借契約に基づく貸付けはリコースローンとして行われます。本運営者が本金銭消費貸借契約に基づく債務の全部又は一部を履行することができず、本運営者がその不足を補う資力に欠けていた場合には、お客様が利益の分配を受けられない、又は出資金の元本の全部若しくは一部について償還を受けられない可能性があります。なお、本営業者は、本金銭消費貸借契約に基づく本運営者の債務の履行を担保するため、本運営者が第三者に対して有する貸付債権に質権の設定を受けます。ただし、当該貸付債権に係る利息債権及び遅延損害金債権について質権により担保される額は、本営業者による取立時点において本金銭消費貸借契約に基づき既に発生している利息及び遅延損害金の合計額から、本運営者が同時点までに本金銭消費貸借契約に基づく債務の弁済として本営業者に既に支払った利息及び遅延損害金の額を控除した残額の範囲に限定されます。また、本運営者が当該第三者から利息を事前に又は本営業者による取立時点までに既に受領している場合、当該受領額のうち上記の担保される範囲を超える部分については、本運営者が受領したまま本営業者に対する清算を要しないものとされています。加えて、当該利息債権及び遅延損害金債権について質権により担保される額は、いかなる場合も、本運営者が当該第三者から現に受領した利息及び遅延損害金の額から、本運営者が本金銭消費貸借契約に基づく債務の弁済として本営業者に既に支払った利息及び遅延損害金の額を控除した残額を超えないものとします。

なお、これらの質権の担保範囲に関する制限により、本金銭消費貸借契約に基づく本運営者の返済義務自体が限定されるものではありません。ただし、本運営者が本金銭消費貸借契約に基づく債務を履行することができない場合には、当該質権による回収可能額が限定されることにより、本営業者による回収額が本金銭消費貸借契約に基づく債権額を下回る可能性があります。

4.利益相反のリスク

本匿名組合における本営業者の貸付先となる本運営者は、本営業者の親会社です。従って、本運営者は、資金需要者の立場と資金供給者の親会社の立場を兼任、すなわち、で

きるだけ低い金利で借りたい資金需要者とできるだけ高い金利で貸し出したい資金供給者の親会社を兼ねることとなり、お客様の利益を害するリスク（利益相反のリスク）があります。

また、本営業者及び本運営者は、当社の親法人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び金融商品取引法施行令第 15 条の 16 第 1 項に定める「親法人等」をいいます。）に該当するグループ会社であり、本運営者に有利な金利設定となった場合、本運営者とお客様のためにできるだけ高い金利設定を求めるべき当社との間に利益相反のリスクが生じます。なお、本運営者は、自己資金又は借換資金による返済を予定しておりますが、当該内容はお客様と当社のグループ会社の利害が対立する取引であり、利益相反取引に該当いたします。

当社では、金融商品取引法第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の規定に従い、当社における利益相反の管理に関する措置等について利益相反管理方針として定めております。また、当社は、法令等及び本方針に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために「対象取引」を管理する体制を構築しております。

5.税制、法律、政府による規制の変更リスク等

本匿名組合契約に関する税法の規定又はその解釈若しくは運用等が変更された場合、出資者の税負担が増大し、その結果、出資者の受領する配当金又は出資金の税負担考慮後の償還額に悪影響を及ぼすリスクがあります。
また、本匿名組合契約に基づく配当金に係る源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈若しくは運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。
匿名組合に関わる法律又はその解釈若しくは運用等については、将来変更になる可能性があり、変更になった場合、本事業の遂行に影響を及ぼすリスクがあります。

6.その他のリスク

①自然災害、疫病等のリスク

地震、台風、ハリケーン、干ばつ、火災、疫病等の自然災害若しくは事故、又は戦争、テロ等の人為的災害により実質的な投資対象の経済的価値が大きく毀損し、その結果、出資者への利益の配当額や出資金の返還額が減少する可能性があります。

②借換えリスク

本運営者が、他の金融機関やファンド等から新規の借入れを行い、当該借入れにより調達した金銭をもって、本金銭消費貸借契約に基づく貸付債権に係る債務を弁済する場合において、本運営者が新規の借入れを行うことができないときには、当該債務の弁済が遅延又はできず、出資者は出資金の元本の全部又は一部について、償還を受けることが遅延する可能性又は償還を受けられなくなる可能性があります。

7.その他の留意事項

①適合性の原則

金融商品取引法第 40 条第 1 項第 1 号において、本匿名組合契約の締結を希望されるお客様の投資に関する知識、経験、資力、投資目的、意向等に照らして、お客様が本匿名組合契約を締結することが適しているかどうかを厳格に審査するよう求められているため、本件出資持分の取得にかかる取引の基準を満たさないと判断される場合は、本匿名組合契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承

ください。

②出資の申込に関する事項

本匿名組合出資は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 3 項に規定される電子申込型電子募集取扱業務を通じてお申込いただく金融商品取引です。

本匿名組合出資に関して、当社は電子申込型電子募集取扱業務以外の方法によるお申込の勧誘はいたしませんので、お客様が本匿名組合への出資を希望される場合には、Alterna Bank を通じて契約の締結をお申込いただく必要があります。

また、本匿名組合契約は当社以外の金融商品取引業者を通じて申込むことはできません。

③金融商品取引法上の開示

本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上の有価証券ですが、この有価証券については、金融商品取引法上の開示が義務付けられていません。本匿名組合では、1 年に 1 度以上、ファンド報告書を作成して、Alterna Bank のマイページに掲載いたします。但し、当該ファンド報告書に関する外部監査は、ファンドの発行総額の価額が 5 億円未満となるため、行われない予定です。

④本営業者が作成する貸借対照表及び損益計算書についての外部監査

本営業者が作成する貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士又は監査法人による外部監査は行われません。

⑤貸付先への接触の禁止

本匿名組合契約上、本事業に係る本営業者の貸付先である本運営者に対する貸付債権に関して出資者と本運営者が直接の接触をすることは禁止されています。本運営者から出資者に対して直接の接触があったときは、出資者は本営業者に対して通報する義務があります。

また、出資者が本運営者に対して直接の接触をしたときは、出資者が貸付行為を行っているものと評価され貸金業法に違反したものとされるおそれがあり、また、それ以降、本営業者の募集するファンドへの出資ができなくなり、「Alterna Bank」 を通じた取引も、その時点で保有している投資口の保有を除いてできなくなります。

⑥当社のグループ会社及び役職員からの出資について

本匿名組合の組成にあたり当社のグループ会社及び役職員が出資する場合がございます。なお、当社のグループ会社及び役職員が出資する場合の申込条件については、利益相反管理方針に従い、お客様と比べて同一の条件で申込を行います。

第 3　申込の取消し、申込の撤回を行うために必要な事項

お客様は本匿名組合契約の申込を行ってから本匿名組合契約の申込が締め切られた日（同日を含む。）までは、所定の方法により、申込の取消しを行うことができます。申込の取消しを申込いただき次第、当社はお客様からの本匿名組合出資の申込の取消しの手続きを行います。また、お客様からお預かりした出資金はお客様のデポジット口座に返還され、残高に反映されます。

また、本匿名組合契約の申込の撤回については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号の規定が適用され、お客様は本匿名組合契約の申込が締め切られた日（同日を含む。）から起算して 8 日間が経過するまでは、申込の撤回を行うことができます。

申込の撤回は、Alterna Bank のマイページ上で行うことができます。

申込の撤回を申込いただき次第、当社はお客様からの本匿名組合出資の申込の撤回の手続きを行います。また、お客様からお預かりした出資金はお客様のデポジット口座に返還され、残高に反映されます。
当該申込の取消し又は申込の撤回に関しては、お客様が負担される手数料等、お客様が支払うべき対価はございません。

1.金融商品取引契約の概要

お客様が締結されようとしている契約は、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条に規定される匿名組合契約です。
匿名組合契約とは、出資者（匿名組合員）が営業者の事業のために出資し、営業者がその事業より生ずる利益を出資者に分配することを約束する契約形態です。
お客様が締結されようとしている本匿名組合契約は、本営業者が実施する本事業から生ずる利益の分配を受けること等を内容としています。
本事業において、本営業者は、本運営者に貸付を行います。
但し、上記の利益の分配は確定したものではなく、本営業者の業務の変動若しくは財政状態の悪化により、利益の分配を行うことができず、又は出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。また、本事業における本運営者からの返済が滞った場合、利益の分配を行うことができず、又は出資金の元本が毀損し、損失を被ることがあります。そのため、本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。
お客様が本匿名組合契約を締結されると、お客様は、本件出資持分を取得します。
但し、出資対象事業持分は原則として第三者への譲渡等の処分はできず、また原則として運用中の払戻し・解約はできません。
以上が本匿名組合契約の概要ですが、本匿名組合契約にはこれら以外にも様々な特性（詳細は本書面をお読みください。）がございますので、本書面を注意深くお読みいただいて、本匿名組合契約の特性をご理解いただき、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的等も考慮いただいた上で、お客様ご自身の責任において、契約を締結されるようにお願い申し上げます。

2.本匿名組合契約に関する租税の概要

本匿名組合出資の配当金について、所得税基本通達 36・37 共－21 によって、出資者が本匿名組合契約に基づいて本営業者の営む事業に係る重要な業務執行決定を行っている等、本事業を本営業者とともに経営していると認められる場合以外には、本匿名組合契約に基づき本営業者から受ける利益の分配は雑所得とすることとされています。
また、出資者が法人の場合、法人税基本通達 14-1-3 によって、分配を受け又は負担をすべき部分の金額を本事業によって生じる損益の計算を行う単位となる期間（以下「計算期間」といいます。）の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています。
※本営業者は、出資者に対する金銭分配額から適用のある所得税（令和 8 年 10 月末現在、税率は復興特別所得税を加算するため、令和 19 年 12 月 31 日までは、20.42%となります。）を源泉徴収します。
※上記「2.本匿名組合契約に関する租税の概要」は、令和 8 年 10 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
※上記「2.本匿名組合契約に関する租税の概要」は法的助言又は税務上の助言を提供するものではありません。本匿名組合契約に関する租税の取扱いについては、税理士等にご確認ください。

3.本匿名組合契約に関する事項

（1）本件出資持分の名称

【超短期】投資家還元・極+ファンド ID1211

（2）本件出資持分の形態

募集される有価証券は、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく出資対象事業持分です。

（3）本営業者に関する情報

商　　号：SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1 号合同会社
本店所在地：東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 グローヴ 4 階
代 表 社 員：SAMURAI ASSET FINANCE 合同会社
職務執行者：野村　慎

（4）本匿名組合契約の締結の申込に関する事項

出資募集金額の総額 （上限募集額）	29,450,000 円 出資は、出資のお申込順に、上記金額に達するまで受け付けます。上記金額を超過することとなる出資のお申込は受け付けません。 上限募集額に達した時点で、募集期間は終了となり、その後、申込の撤回により上限募集額に達しない状況になっても、募集の再開は行われません。
出資募集価格 （1 口あたりの出資金額）	1 円
最低出資金額（最低出資口数）	10,000 円（10,000 口）
追加出資単位 （お客様が最低出資金額以上の出資をする場合の出資単位）となる金額（口数）	10,000 円（10,000 口）
上限出資金額 （お客様が出資可能な上限）の金額（口数）	29,450,000 円（29,450,000 口）
目標募集額 （最低成立金額）	10,000,000 円 但し、申込期間終了日における出資者より有効に申込まれた出資申込金額の合計額が最低成立金額を下回った場合、本匿名組合契約の効力は発生しません。また、申込期間終了日以降申込の撤回により最低成立金額を満たさなくなった場合においても、本匿名組合契約の効力は発生しません。その場合、出資者による出資金は各出資者のデポジット口座に返還されます。

申込期間	2026年11月25日から2026年11月29日まで 但し、申込期間中に出資者より有効に申し込まれた出資申込金額の合計額が上限募集額に到達したときは、本営業者は、その裁量により、申込期間を前倒しで終了することができます。
申込の方法	お客様は、申込期間内に当社が運営する「Alterna Bank」にアクセス、ログインして、本書面及び本匿名組合契約に係る契約書の内容を読み理解したことを確認の後、本営業者に対して本匿名組合契約の締結を申込むことができます。

（5）出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

①デポジット口座の開設

出資者は、当社が定めた取引約款規程に従って、本匿名組合契約を締結するため、当社にデポジット口座を開設していただきます。

なお、既にデポジット口座を開設されている出資者は、新たにデポジット口座を開設する必要はございません。

②応募代金のご入金

お客様が本匿名組合契約を申込む日までに、当社デポジット口座に、出資者が本匿名組合契約に申込をする出資金額とこれに対応する申込手数料その他本匿名組合契約が成立した場合に本営業者に対して支払いが必要となる金額の合計額に相当する金銭（以下「本出資金等」といいます。）以上の金額をご入金ください。

なお、既に当社デポジット口座に本出資金等以上の残高がある場合は、新たにご入金の必要はございません。

③応募代金の管理方法

当社は、本営業者が本事業の開始を決定しその旨を当社に通知するまでの間、本出資金を当社デポジット口座内の預り金として管理します。当社の預金口座にご入金いただいた資金は、一定の計算基準日の翌日から起算して3営業日以内に、日証金信託銀行株式会社に送金し、それ以降は同社を受託者とする金銭信託により分別して管理します。

④本営業者への出資金の送金

本匿名組合契約が成立した場合、当社は、本営業者に対し、出資者からデポジット口座内の金員のうち、本匿名組合契約のために出資者が出資する金額に相当する金額を当該出資者の出資金として、本営業者の指定する匿名組合出資口座に送金します。

⑤目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方法

本匿名組合出資のお申込金額の合計額が目標募集額（最低成立金額をいいます。）を下回る場合は、営業者は本匿名組合契約を解除するものとし、本匿名組合契約は初めからなかったものとみなされます。営業者は、お客様から受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の解約後1ヶ月以内に返還すれば足り、これ以外のいかなる責任も負わないものとします。なお、当該金銭の返還に係る振込手数

料については営業者が負担いたします。
また、本匿名組合への出資は、出資のお申込順に、出資募集金額の総額に達するまで受け付けます。本匿名組合出資のお申込金額の合計額が出資募集金額の総額に達した時点で本匿名組合への出資のお申込の受付を停止いたします。なお、出資のお申込の金額の一部が出資募集金額の総額を超過した場合、当該超過部分に係る出資のお申込は無効となります。
加えて、お客様が出資金をデポジット口座に預託している場合には、出資金は引き続きお客様のデポジット口座に預託されます。

（6）本匿名組合の資金使途及び本営業者の事業計画の内容

①本匿名組合の資金使途

本匿名組合は、出資者からの出資金を本運営者に対する貸付資金に充当いたします。

②本匿名組合の本営業者の事業計画の内容

本匿名組合において本営業者は本運営者との間で金銭消費貸借契約を締結し、本運営者に対して事業資金となる金銭を貸し付けます。

本匿名組合における本営業者の事業計画は以下の通りです。

【事業計画表（償還スケジュール表）】

返済日	利息計算日数	返済額	元本	利息	残存元本
2027/1/22	45	¥29,831,236	¥29,450,000	¥381,236	¥0
合計	45	¥29,831,236	¥29,450,000	¥381,236	-

なお、上記の事業計画表は出資金額が出資募集金額の総額に達し、かつ本事業が予定通り推移した場合を想定したものとなります。したがって、本匿名組合における最終的な出資金額、本事業の推移によっては、事業計画表にある通りの利息を得られない可能性があります。

（7）本件出資持分に係る契約期間

本匿名組合契約の締結日から 2027 年 1 月 22 日まで。
運用期間終了前に本営業者の判断により繰上償還される場合、当初の契約期間についても変更となります。
また同日までに本事業が完了していない場合には、本営業者は本匿名組合員の同意を得ずに当社の指定する電磁的方法による通知をもって本匿名組合契約の有効期間を最長 5 年間延長することができます。
なお、「（8）本匿名組合契約の終了事由」に記載する終了事由が生じた場合はその時点で本匿名組合契約は終了します。

（8）本匿名組合契約の終了事由

本匿名組合契約の終了事由は、以下のとおりです。

①お客様は、本匿名組合契約の申込が締め切られた日（同日を含む。）から起算して 8 日を経過するまでの間は、Alterna Bank のマイページ上で本匿名組合契約を撤回することができます。詳しくは前掲「第 3　申込の取消し、申込の撤回を行うために必要な事項」をご確認ください。

②本匿名組合契約に基づき出資者により払い込まれた金額の合計額が目標募集額（最低成立金額）を下回る場合は、本匿名組合契約は効力が発生しません。係る解除がなさ

れた場合、本匿名組合契約は当初よりなかったものとみなされ、営業者は、出資者より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の解約後1ヶ月以内に返還します。返還された出資金は引き続きお客様のデポジット口座に預託されます。なお、係る金銭の返還に係る振込手数料については、出資者は負担しません。

③本営業者において、本事業を開始することができない又は適切でないと判断した場合は、本営業者の裁量において、本匿名組合契約が解除されることがあります。

④以上のほか、本匿名組合契約は、以下の事由が発生した場合には、当然に終了します。

（イ）本匿名組合契約の契約期間が満了した場合

（ロ）本営業者について、破産手続その他の本営業者について適用ある倒産手続（再建型倒産手続を除きます。）の開始決定がなされた場合

（ハ）出資者について、破産手続その他の出資者について適用ある倒産手続（再建型倒産手続を除きます。）の開始決定がなされた場合

（ニ）出資者について、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合であって、本営業者がこれにより本匿名組合契約を解約する旨を書面で出資者に対し通知した場合

（a）本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行の遅滞

（b）本匿名組合契約に基づくその他の義務の重大な不履行（表明及び保証を行った事項に誤り若しくは不正確な点があった場合を含みます。）。但し、その治癒が可能である場合には、治癒を求める書面による通知が本営業者から出資者に対して行われた後10日間継続した場合に限ります。

（ホ）出資者及び本営業者の間で書面による解約合意がなされた場合

（ヘ）本営業者の判断により出資金の返還が行われ、出資金残高が零となった場合

（ト）本事業の目的の成功又は不能を本営業者が判断した場合

（チ）その他、本営業者の判断により繰上償還された場合

⑤本匿名組合員について、以下の事由が発生した場合であって、本営業者が本匿名組合契約を解除した場合、本匿名組合契約は当然に終了します。

（イ）本匿名組合員が次の各号に掲げる表明保証に違反した場合

（a）反社会的勢力に該当しないこと

（b）自らの経営に反社会的勢力が関与していないこと

（c）反社会的勢力の維持又は運営に協力し又は関与していないこと、及び反社会的勢力と交流を持っていないこと。

（ロ）本匿名組合員が次の各号に掲げる遵守事項に違反した場合

（a）自らが反社会的勢力に該当するような状態を生じさせないこと

（b）自らの経営に反社会的勢力を関与させないこと

（c）反社会的勢力の維持又は運営に協力し又は関与しないこと、及び反社会的勢力と交流を持たないこと。

（９）本件出資持分の解約

上記「(８)本匿名組合契約の終了事由」記載の解除による場合を除き、本匿名組合契約では契約期間の途中で契約を解約することはできません。

（１０）本件出資持分の譲渡制限

本匿名組合員は、本営業者が事前に承諾した場合を除き、本匿名組合契約上の地位並び

に本匿名組合契約に基づく権利及び義務を、第三者に対して、譲渡等をすることができません。但し、本営業者が事前に承諾した場合であっても、本匿名組合契約上の地位並びに本匿名組合契約に基づく権利及び義務の全部を譲渡等する場合以外に譲渡等を行うことはできません。

本匿名組合員は、本匿名組合契約上の地位並びに本匿名組合契約に基づく権利及び義務の全部の譲渡を希望する場合、速やかに譲渡を受けることを希望する者の住所、氏名又は名称及び連絡先を所定の様式に従って本営業者に通知し、承諾を受けるものとします（但し、承諾するか否かは本営業者の裁量によるものとし、本営業者が承諾する義務を負うものではありません）。また、本匿名組合員は、譲渡により生じる一切の費用（対抗要件を具備するための費用を含みます。）を負担します。

本匿名組合員は、本営業者から上記の譲渡の承諾を受けた場合、譲渡を受けた者と共同して譲渡の年月日及び口数を本営業者に通知するものとします。

（１１）本件出資持分の売買の機会に関する事項

本件出資持分の売買その他の取引に係る契約の特性については、上記にあります「第 2 リスクについて」及び「（１０）本件出資持分の譲渡制限」をご参照ください。

また、本件出資持分への投資にあたっては、上記の特性を十分にご理解のうえ、ご自身の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らし合わせて適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任においてお申込ください。

（１２）本件出資持分に関するお客様の権利及び責任の範囲に関する事項

①本事業財産に対する監視権

本匿名組合契約の出資者は、商法第 539 条に基づき、本営業者の営業時間内に、本営業者の貸借対照表の閲覧若しくは謄写の請求、又は本営業者の業務及び財産の状況を検査することができます。また、本匿名組合契約に基づいて出資者は、本事業に関する報告書を、対象期間毎にその末日から 3 ヶ月以内に、交付を受けることができます。また、本営業者の営業時間内に限り、本営業者の貸借対照表の閲覧を求め、業務及び財産の状況について説明を求めることができます。

②本事業財産の所有関係

本事業財産に属する資産の所有権は、全て本営業者に帰属し、本匿名組合契約の出資者は、これに関する持分、所有権その他のいかなる権利も有しません。

③本匿名組合員の第三者に対する責任の範囲

本件出資持分は、本営業者の事業として本営業者が第三者と取引を行うため、本匿名組合員は第三者に対して責任を負うことはありません。

④本事業財産が損失により減じた場合の本匿名組合員の損失分担に関する事項

本事業財産が損失により減じた場合、出資割合に応じて当該損失を負担して頂きます（但し、当該本匿名組合員の出資金の額を限度とします）。

⑤本件出資持分の内容

本件出資持分の内容は、本匿名組合契約に基づく本匿名組合員としての地位並びに当該契約に基づく権利及び義務になります。

（１３）本匿名組合に関する審査体制及び審査結果の概要

①当社の審査態勢（審査体制、審査手続き）について

当社が定める「案件審査会規程」に基づき、内部管理部門を管掌する取締役、Legal &

Compliance Division Manager、Corporate Management Division Manager 及び外部の有識者で構成される案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。
不承認のファンドについては取扱いを行わない、もしくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

②審査結果の概要

当社は本匿名組合の組成に関し、本営業者及び本運営者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約の募集又は私募の取扱いを行うことについて妥当と判断しました。
但し、当社による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものでありません。

4.本事業の運営に関する事項

（1）本事業の内容及び運営の方針

①本事業の内容

本事業は、本営業者が貸付先である本運営者との間で金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき本運営者に対して資金を貸し付けることにより実施されます。本運営者は、本営業者から借り入れた資金を、第三者に対する貸付資金として充当いたします。
本事業においては、本運営者が本営業者に対して、それぞれ本金銭消費貸借契約に基づく元本および利息の支払いを行う仕組みとなっております。
本匿名組合契約による出資は、かかる本事業から生ずる利益（以下「本事業利益」といいます。）の確保を基本方針として行われます。

②投資態度

本営業者は、本事業における事業実施の状況及び予想される費用の変動等を総合的に判断して投資の実行及び管理を行うことにより、事業計画上の利益を確保し、出資者に対する出資金額償還及び配当金の支払いを実現できるよう目指します。

③運用方針

本営業者は、事業計画に従った配当金の支払いを実現できるように、リスク管理を行って、本事業を行っていきます。

④適切な情報（ファンド報告書等）提供を行う体制

本営業者より当社が委託を受け、第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第 24 条第 1 項に規定されるファンド報告書等を 1 年に 1 度以上作成し、当社のウェブサイト内のマイページに掲載します。

（2）組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項

本営業者は、本事業を行うことのみを目的とする会社であり、代表社員 1 名がいるほかは内部組織を有しません。また、定款のほかには内部規則はありません。

発行者による本事業に関する意思決定は、本運営者の助言に基づいて代表社員の職務執行者が行います。

（3）本件出資持分の発行者の商号、役割及び関係業務の内容

商　　号：SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1 号合同会社
役　　割：本匿名組合契約に基づく営業者
関係業務の内容：本事業の実施

（4）本事業の運営者の商号、役割及び関係業務の内容

商　　号：SAMURAI ASSET FINANCE 合同会社
　　貸金業者登録番号 東京都知事（3）第 31682 号
役　　割：本営業者と金銭消費貸借契約を締結する貸金業者
関係業務の内容：資金需要者への貸付及び回収

（5）本事業から生ずる収益の配当又は本事業に係る財産の分配の方針

出資者は、出資割合に応じて、各計算期間に本事業から生じる利益の配当を受ける権利を有し、あるいは損失を負担する義務を負います。但し、本事業から生ずる収益の配当又は本事業に係る財産の分配（以下「分配等」といいます。）は、以下に定める金銭の配当又は出資金の償還として、それぞれ支払われるものとします。
出資者は、利益の配当又は出資金の償還によらず、分配等の請求はできないものとします。また、本事業に係る損失の分配の結果、出資者に分配された損失累計額が本匿名組合出資の額を超過する場合においても、出資者は本匿名組合出資に係る出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。

①本事業利益の配当

本営業者は、計算期間ごとに事業損益を計算し、本事業利益が生じた場合、本事業利益は、出資割合に応じて出資者に配当します。

②出資金の元本の償還

本営業者は、出資者に対し、本匿名組合に係る出資金の残高から出資者が負担すべき本事業の損失に係る金額を控除した金額を限度として、出資金の償還を行うことができるものとします。なお、本匿名組合の契約期間終了後、償還の後も残余の金銭があるときは本営業者が営業者報酬として徴収します。

③分配の方法

本営業者は、上記「①本事業利益の配当」に定める本事業利益の配当については、「5. 本事業の経理について」の「⑤分配等に関する事項」に基づき、また、上記「②出資金の元本の償還」に定める出資金の償還については本匿名組合契約の契約期間終了日の翌日から 15 営業日以内を目途に、払込口座に現金振込みにより行い、当社は当該金銭を出資者の出資割合に応じて、出資者のデポジット口座に振替えます。

（6）計算期間

本事業の計算期間は、毎月 1 日から同月末日（当該日が営業日でない場合には、その翌営業日）に終了する 1 ヶ月間の期間です。但し、最初の計算期間は本事業開始日から 2027 年 1 月 22 日までとし、最終の計算期間は直前の計算期間末日（直前の計算期間がない場合には本事業開始日）の翌日から本事業の完了の日（当該日が営業日でない場合には、その翌営業日）までとします。

（7）本事業に係る手数料等の徴収方法及び租税について

本事業に係る手数料等の徴収方法につきましては、「第 1　手数料等出資者が負担する費用について」記載のとおりです。

また、本事業に係る租税については、「2. 本匿名組合契約に関する租税の概要」記載のとおりです。

（8）分別管理の方法について

①分別管理の方法

本営業者は、本事業のための出資金を、本事業のために設けた以下の匿名組合出資口座において、本営業者の固有財産その他の本事業以外の事業に係る財産と分別して管理し、本事業の目的のためにのみこれを使用します。

出資金管理口座は、本営業者と本匿名組合契約を締結した出資者が本事業のために出資した出資金から、本事業に係る費用相当額を控除した上で預け入れられる金銭及び当該出資金を原資とする本営業者の本事業に係る利益としての金銭を管理するためにのみ維持・管理し、本営業者の固有財産の管理及び本営業者の本事業以外の事業のために使用しません。

【匿名組合出資口座情報】

銀行名	：	三井住友銀行
支店名	：	日比谷支店
所在地	：	東京都港区西新橋1丁目3番1号
預金種別	：	普通
口座番号	：	9082033
口座名義 （ヨミガナ）	：	SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1号合同会社　匿名組合投資口 ｻﾑﾗｲｷｬﾋﾟﾀﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｲﾁｺﾞｳｺﾞｳﾄﾞｳｶﾞｲｼｬﾄｸﾒｲｸﾐｱｲﾄｳｼｸﾞﾁ

銀行名	：	GMOあおぞらネット銀行
支店名	：	法人営業部
所在地	：	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号渋谷フクラス
預金種別	：	普通
口座番号	：	1191035
口座名義 （ヨミガナ）	：	SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1号合同会社　匿名組合投資口 ｻﾑﾗｲｷｬﾋﾟﾀﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｲﾁｺﾞｳｺﾞｳﾄﾞｳｶﾞｲｼｬﾄｸﾒｲｸﾐｱｲﾄｳｼｸﾞﾁ

②分別管理の実施状況及び当社が当該実施状況の確認を行った方法

当社は、営業者より、案件審査会の実施日までに上記記載の匿名組合出資口座に係る預金通帳の提示を受け、分別管理のための銀行口座が開設されていることを確認しました。

5.本事業の経理について

（1）貸借対照表

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（2）損益計算書

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（3）本件出資持分の総額

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（４）発行済みの本件出資持分の総数

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（５）分配等に関する事項

①分配等の総額

本匿名組合出資に基づく出資者に対する配当金の額及び出資金の償還額の総額は、本事業により生ずる利益の額によって定まります。

②分配等の支払い方法

上記「（５）本事業から生ずる収益の配当又は財産の分配の方針」に規定する現金分配の方針に基づき、本営業者は利益の配当として計算された金額から租税を差し引いた金額を、払込口座に現金振込により行うものとします。当社は、当該振込まれた金額を、各出資者の出資割合に応じて配分し、各出資者のデポジット口座に振替えます。なお、現金振込に係る手数料は本営業者固有の財産において負担いたします。

③本事業に係る金銭の配当が契約期間の末日以前に行われる場合にあっては、当該配当に係る金銭の支払い方法

本匿名組合においては、契約期間の末日以前に上記「（５）出資対象事業から生ずる利益の配当又は財産の分配の方針」に定める内容の金銭の配当が行われる場合、配当された当該金銭の総額から配当された利益の相当額を差し引いたものが償還された出資金に相当します。

本営業者は、当該金額を、払込口座に現金振込により行うものとします。当社は、当該振込まれた金額を、各出資者の出資割合に応じて配分し、各出資者のデポジット口座に振り替えます。なお、現金振込に係る手数料は本営業者固有の財産において負担いたします。

④分配等に対する課税方法及び税率

前掲「2. 本匿名組合契約に関する租税の概要」を参照下さい。

（６）総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（７）本件出資持分一口当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（８）自己資本比率及び自己資本利益率

本事業は、新規の事業となりますので、現時点では該当するものはございません。

（９）本事業において投資を行う資産に関する事項

①資産の種類ごとの数量及び金額

本事業において投資を行う資産は本事業における貸付債権であり、その金額は、本金銭消費貸借契約における貸付金額です。

②上記①の当該有価証券の金額の評価方法

貸付債権の評価額は、本金銭消費貸借契約における貸付金額となります。

②上記①の金額が本匿名組合に係る資産の総額に占める割合

本事業は、新規事業となりますので、現時点では該当するものはございませんが、本事業に関わる貸付債権以外の資産を取得する予定はないため、当該貸付債権の資産総額に占める割合は100%となります。

（１０）出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

外部監査は実施しておりません。

6.本事業に係る資金の流れに関する事項

（１）出資を受けた金銭の使途の具体的な内容及び当該金銭の各使途への配分に係る方針

出資を受けた金銭は、手数料など諸費用を除き、すべて本営業者から本運営者への金銭の貸付けに充当されます。本営業者は、前述「（８）分別管理の方法について」に記載の匿名組合出資口座において、出資を受けた金銭を管理いたします。

（２）出資を受けた金銭に係る送金又は管理を行う者の商号又は名称及び役割

商　　号：SAMURAI CAPITAL MANAGEMENT1 号合同会社
役　　割：本匿名組合出資持分の発行及び本匿名組合の運営

7.当社について

（１）概要

商　　号：SAMURAI 証券株式会社
本店所在地：東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 46 号 グローヴ 4 階
代　表　者：代表取締役社長　山口 慶一
主 な 事 業：第一種・二種金融商品取引業
（登録番号　関東財務局長（金商）第 36 号）
設　　立：平成 14 年 2 月 22 日

（２）金融商品取引業の内容及び方法の概要

金融商品取引業者である当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項第 5 号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いです。
当社は、「Alterna Bank」を運営しており、お客様は本匿名組合契約締結の申込、出資金・分配金や償還金の預託等を「Alterna Bank」より行っていただくことになります。

（３）お客様が当社に連絡する方法

電 話 番 号：03-6868-5658（祝日を除く月～金曜日の 11:00～16:00）
電子メール：support@alternabank.jp

（４）加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体

加入している金融商品取引業協会：
日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
対象事業者となっている認定投資者保護団体：
特定非営利法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

（５）第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、ご理解をいただくよう努めています。
当社の苦情等の申出先は、次の通りです。
・苦情等の申出先：SAMURAI 証券株式会社 Legal & Compliance Division
・電　話　番　号：03-6868-5658
・電 話 受 付 時 間：祝日を除く月～金曜日の 9:00～17:00

・電 子 メ ー ル：support@alternabank.jp

苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

①お客様からの苦情等の受付

②当社担当者からの事情聴取と解決案の検討

③解決案のご提示・解決

また、当社は以下の団体に加入しているため、当該団体が行う苦情の処理及びあっせんにより、第二種金融商品取引業務に関する苦情の処理及び紛争の解決を図ります。お客様が、当該団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 1 号 第二証券会館

連絡先：0120-64-5005（祝日を除く月～金曜日の 9:00～17:00）

以上